

高森町景観保全ガイドライン

令和2年3月

目次	
はじめに	P 1
1 高森町の景観	P 2
2 事業（開発）行為の届出	P 4
3 事業（開発）行為の審査	P 7
4 新エネルギー関連設備について	P 1 0
5 参考資料	P 1 4

はじめに

熊本県高森町（以後「本町」という。）は、開発行為等に伴って生じる環境破壊を防止して緑豊かな景観を保全するため、平成3年に「高森町自然環境保全要綱」（以後、「要綱」という。）と平成26年に「高森町景観条例」（以後、「条例」という。）及び「高森町景観計画」（以後、「計画」という。）を策定し、環境と景観との調和を図ってきました。

良好な景観は、そこに暮らす人々の愛郷心を深めるとともに誇りを与えるだけではなく、町を訪れる人々を魅了し、交流が促進されることで賑わいと活気を生み出す要素ともなります。

そうしたこともあり、現在、本町を含む阿蘇郡市7市町村は阿蘇の火山活動により形成された広大なカルデラとその周辺で古くから野焼き・放牧・採草という文化的営みにより形成されてきた他に類を見ない景観について、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の定める「世界文化遺産」として登録されることを目指しています。

「高森町景観保全ガイドライン」（以後、「ガイドライン」という。）は、これまでの景観保全の取組を踏まえ、行政、住民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法等の規定に基づく事業行為の規制等に関し必要な事項等を定めることにより、本町の特性が活かされた景観の保全を図り、自然豊かで住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的として策定しました。

よい景観を保全するためには、道路や公共施設等だけではなく、個人の住宅や商店、工場や道沿いの生垣等もが重要な要素であり、行政、町民、事業者のすべての行動が問われています。

本町の景観を次代につなぐため、要綱や条例の規定等に併せて本ガイドラインに則り、保全に取り組んでいきます。

1 高森町の景観

本町は熊本県の最東端にあり、面積は 175.06 km²で南東部は宮崎県高千穂町、北東部は大分県竹田市に接しています。

外輪山が南北に走り、南郷谷に開けた比較的傾斜が緩やかな高森地区・色見地区（標高約 500～600m）と、外輪山外側の急傾斜地帯である草部地区・野尻地区（標高約 500～800m）との性格の異なる 2つの地域からなります。

南郷谷に位置する地域は町の 4分の1ほどしかなく、大規模圃場整備はほとんど行われておらず、昔ながらの田園風景が広がっています。

外輪山外側の地域では耕作は畑地が主体であり、森林化が進みモザイク状に点在する小規模な草原が多く「奥阿蘇」と呼ばれるとおり、中山間地域の山深い印象を与えています。

本町の景観を語る上で特筆すべき点は、活火山でなおかつ高冷地であるという過酷な自然環境を人々が受け入れ、生活・農業の中に活かしてきたことにあります。

その例として、放牧を通じて草原が維持されており、長年に亘る野焼き、放牧、採草が行われてきたことで自然と景観が共生していることです。

千年来脈々と受け継がれてきた文化的景観であり、その背景には自然、歴史、文化、社会、産業のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」があります。

本町における「つながり」は、自然との共生、生命や生態系の連鎖、歴史や文化の継承、水や物質の循環、地域社会での支え合い、様々な連携などの意味を含んでおり、その強さや充実は結果として固有の「文化的景観」となって表れています。

故郷を誇りに思う私たちは、このような「つながり」を再認識し、地域のみならずわが国の貴重な共有財産として、継承していかなければなりません。



■南郷谷の各所から望むことができる根子岳の姿は、町の代表的な景観です。



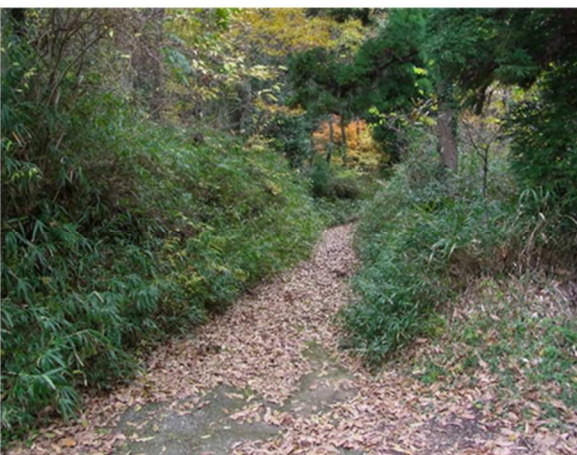
■日本三大下り宮として知られる草部吉見神社は山林の中にたたずみ、神秘的な雰囲気を出しています。(写真：阿蘇ファンクラブHP)



■上色見熊野座神社のナギの木は、様々な人が訪れた歴史と物語を伝えています。(写真：高森町観光協会HP)



■江戸・明治から続く老舗が立ち並ぶ商店街は、当時の賑わいを感じられます。



■集落から高原に向けて分布する、手入れの行き届いた草の道は、農の営みが続いているを感じることができます。



■山間地域の村落光景は、閑静で懐かしい雰囲気が感じられます。

2 事業（開発）行為の届出

建物等の建築や開発行為を行おうとする事業者は、事前に事業（開発）行為届書を町長に提出しなければならないものとされています。（要綱第5条）

※ 事前に町へ届出が必要な事業（開発）行為は次のとおりです。

行為の種類	規模
（住宅を含む）建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去及び外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積10平方メートルを超える建築物 ・高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁 ・高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔の工作物等
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採面積が500平方メートルを超える伐採、または、高さ10メートルを超える木竹の伐採（ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・90日を越えて、高さ1.5メートルを超えるか、または、水平投影面積が100平方メートルを超えて堆積するもの（ただし、建築物の存在する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5メートルを超えて堆積するもの）
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ1.5メートルを超えるのり面、又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は千拓を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ1.5メートルを超えるのり面、又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、千拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）
屋外における自動販売装置の設置	—
広告物の設置又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1平方メートルを超えるもの（ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で提出期間が90日以内のもの等を除く）

事業（開発）行為に対して、景観保全のため町が行う指導基準は次のとおりです。

- 建築物については、次の事項に配慮してください。
 - ・色彩について、隣接する建物や周辺の環境等と調和したものにしてください。
 - ・周辺の景観との調和に配慮し、まとまりのあるデザインとすることに努めてください。
 - ・屋根は、勾配のある屋根となるよう努めてください。
 - ・空調及び給排水等設備は、建物の中に取り込むか、覆いを被せるようにしてください。
 - ・屋外階段は、建物と一体感を保つデザインとするか、やむを得ない場合は覆いを被せるか、目立たない位置に設けるように努めてください。
 - ・材料は耐久性、耐候性に優れ退色の起こりにくいものとして、質感の豊かなものにしてください。
 - ・同敷地内の建物は、色調を統一し多色となることを避けるようにしてください。
 - ・道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置としてください。
 - ・敷地内及び敷地周囲の緑化に努めるようにしてください。

- 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽等については、次の事項に配慮してください。
 - ・設置する位置は、隣接する道路からできるだけ後退させてください。
 - ・規模、形状、意匠は、周辺の景観と調和したものとしてください。
 - ・色彩は、周辺の景観と調和が図られるものとしてください。
 - ・敷地周囲の緑化に努めてください。
 - ・電線路の位置については、周辺の環境等を配慮し、特に景観を損なう場所は、避けるようにしてください。
 - ・電線の道路横断は、できるだけ少なくするよう努めてください。（特に休暇村南阿蘇周辺は、推進工法で行うようにしてください。）
 - ・やむを得ず景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮したものとしてください。

- 掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めてください。

- 土地の区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するととも

に緑化に努めてください。

- 広告物については、次の事項に配慮してください。
 - ・屋上等の高い位置に広告物を設けないように努めてください。
 - ・壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物本体と調和するように努めてください。
 - ・のぼり、張紙、広告網等の広告物は、できるだけ使わないように努めてください。

- 景観と一体性を持たせるため、緑化については次の事項に配慮してください。
 - ・樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めてください。
 - ・敷地が道路と接する部分には、樹木、草花等による修景、緑化に努めてください。
 - ・敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、蔦等による修景、緑化に努めてください。
 - ・樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるようにしてください。
 - ・大規模な駐車場は、樹木等により緑樹帯を作るよう努めてください。
 - ・柵、塀、擁壁についてはできるだけ低くし、規模、形状、色彩等は周辺の環境と調和したものにしてください。

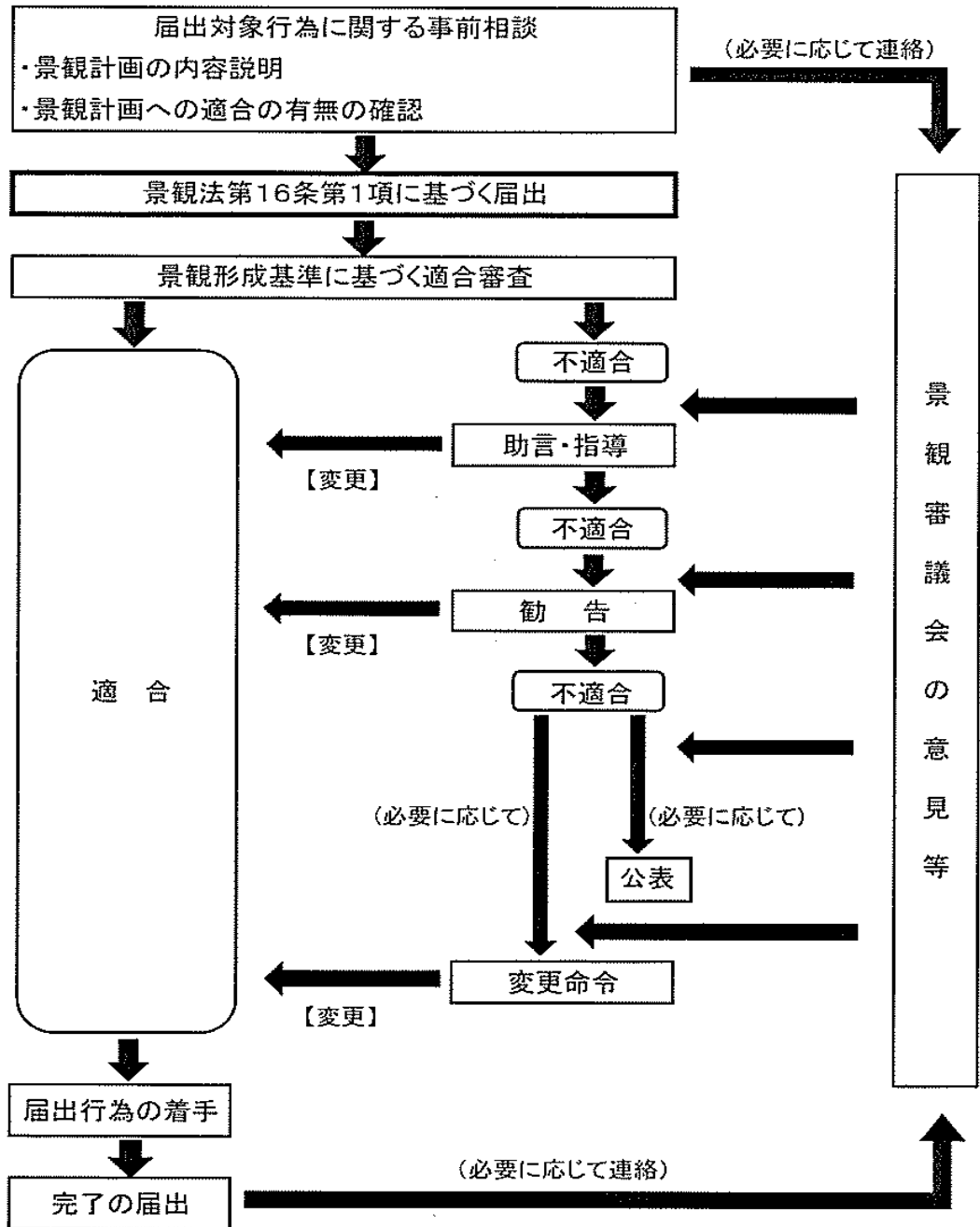


■集落を見守るように横たわる五岳の景観。

3 事業（開発）行為の審査

事業者から提出がされた事業（開発）行為届出に対して、町は下記フロー図に沿って内容の審査を行うこととしています。

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出のフロー図



※変更命令に関しては、現状回復の命令を行う場合があります。

審査により町の政策上不適切であると思われる届出の場合は、次により事業者に対して修正等を求めるものとしています。

- 届出の内容を精査した結果、景観や周辺住民との調和、環境等を著しく損なう恐れがあるものと判断されたものについては、指導、勧告等の措置を行うものとしています。(要綱第7条第1号)

町長は、第4条の規定による事前協議を行うものに対し、自然環境保全上必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) この要綱に基づく手続及び指導に従うこと並びに当該事業行為について必要と認める措置を講ずべきことを勧告すること。

- 指導・勧告の実効性を確保するため、必要があれば事業者に対して適切な行政上の措置をとることができるものとなっています。(要綱第7条第3項)

- (2) 前号の規定による勧告をした場合において、その勧告に基づいて講じた措置について文書による報告を求め、又は必要な立入調査を行うこと。

- 届出の内容から判断し、必要があれば国又は高森町景観審議会等へ指導・勧告にする協力を要請することとしています。(条例第5条)

町長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

高森町景観審議会(高森町景観条例施行規則)

- ・ 審議会は、委員15人以内で組織する。
- ・ 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
町議会議員2名以内・総務課長・建設課長・駐在員6名以内・知識経験を有する者5名以内
- ・ 条例第21条に定める審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・ 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。
- ・ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- ・ 審議会の会議は、会長が招集する。
- ・ 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・ 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- ・ 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- ・ 審議会の庶務は、建設課において処理する。

● 事業者が勧告に従わない場合には、勧告の内容を公表することになります。(要綱第7条第3号)

第1号の規定による勧告に従わない場合において、その旨及びその勧告の内容を公表すること。

公表にあたっては、町の掲示板やHP、TPC等の媒体を使って町民に対して広く周知する方法により行うものとします。(高森町景観条例施行規則第9条)

条例第7条第11項の規定による公表は、掲示板への掲示その他広く町民に周知する方法により行うものとする。

● 本町は平成26年に景観法に基づく景観行政団体であり、景観法に基づく法的拘束力が付与されていることもあり、事業者に対して事業内容の変更等を命ずることができます。(景観法第17条)

景観行政団体の長は(中略)景観計画に定められた建築物又は構築物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者に対し、当該制限に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

なお、無届出、又は虚偽の届出をした者に対しては30万円以下の罰金を科すものとなっています。(景観法第102条第1項)

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者

4 新エネルギー関連設備について

現在、本町及び阿蘇郡市6市町村は「阿蘇の文化的景観」を世界遺産として登録申請を行っていますが、この件に関して一番の問題となるのは大規模風力発電や太陽光発電設備等による景観阻害であると思われます。

国の再生可能エネルギー固定買取制度の導入後、風力発電や太陽光発電といった新エネルギー関連施設の設置が全国各地で行われるようになりましたが、自然環境を破壊し景観を損なう等の理由で、地域住民との訴訟に至ったケースも少なくないとのことです。

国が化石燃料依存型エネルギー政策の脱却を目指して導入した新エネルギー政策が、却って環境や景観の破壊を招くといった皮肉的な状況を憂慮しており、法改正等による規制を強化しようとしています。

● 景観法による規定

・景観法の基本理念（第2条第4項）

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

・地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

・事業者の責務（第5条）

事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

・住民の責務（第6条）

住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な

景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

● 国立公園法による規定

・国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（抜粋）

1) 高さ 30 メートルを超える風力発電施設については、特にプロペラ式の風車を伴う場合、周辺の広範な地域から極めて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

① 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りでない。

- ・当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- ・当該風力発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

② 当該風力発電施設の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。

③ 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

④ 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。

⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

また、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。

このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。

2) 太陽光発電施設の新築、改築及び増築 法第 33 条第 1 項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

① 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りではない。

・ 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

・ 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

② 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。

● 環境影響調査（環境アセスメント）について

わが国では、設備容量 40Mワット以上（地域特性を踏まえたスクリーニングにより 30Mワット以上発電所も対象。）の大規模太陽光発電所（メガソーラー）設置工事について、事前に環境アセスメント調査を実施することが義務付けられます。（令和 2 年 4 月 1 日施行）

調査する項目としては、森林伐採等に伴う水の濁り、傾斜地で事業を実施することによる土地の安定性の影響、動植物の生息・生育環境の消失等、工事中における大気質（粉じん）・騒音・振動・水の濁り、動植物生態系への影響、景観に及ぼす影響・人と自然との触れあい活動の場への影響、パワーコンディショナーからの騒音、太陽光反射による影響・廃棄物問題等と多岐に亘っています。

● メガソーラーに係る注意事項（熊本県森林保全課）

- 1 1ヘクタールを超える森林※を開発する行為は、森林法により知事の許可が必要となります。
※外観が原野や草地など森林以外でも森林として位置づけられている場合があります。
- 2 開発予定森林の25%以上は、森林として残す必要があり、かつ、事業区域周辺部へ一定幅の森林を配置しなければならないので、太陽光が遮断されることも考えられます。
- 3 林地開発許可申請には、当該森林を開発するにあたって関係する森林所有者の事業計画への事前の同意が必要となります。
- 4 開発にあたっては、開発により失われる山地災害を防ぐ働きや水源を涵養する働きなどの森林が持つ公益的機能を代替させるため、開発規模に応じた工作物の設置などの安全対策が必要となります。
- 5 林地開発許可申請には、標準的な処理期間として80日かかります。なお、この期間には、相談期間や申請書を受け付けた後の補正に係る日数は含まれませんので、事業開始予定時期との十分な調整が必要となります。
- 6 事前に下流域の地域住民への説明会を開催し、事業計画の了承を得るようにしてください。

上記の規制にもかかわらず、事業者が町の勧告等に従わない場合も考えられます。

そういった場合、法的に訴えることも必要になると思われませんが、訴訟には多くの費用と労力等が必要であり、かつ、町側が勝訴する保証も無く、最終的な司法判断が下されるのが数年から十数年先となることも考えられます。

そのため、問題のあるような事業（開発）行為を未然に防ぐのが最善であり、そのためにも、平時から申請者に対して牽制等を行えるよう備えておく必要があると考えます。

5 参考資料

○高森町自然環境保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高森町における開発事業及び活動に伴って生じる自然環境の破壊を防止し、緑豊かな環境を保全し、自然の生活との調和を図り、もって町民の福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、自然環境及び生活環境の保全に関する施策を策定するとともに、その実施に努めるものとする。

2 町民は、良好な環境の確保に努めるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、開発事業及び活動によって、良好な環境を侵害しないように自己の責任において、その保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 住宅用地（別荘用地を含む。）、工場用地、レジャー施設用地等の造成、土石及び植物の採取、鉱物の採掘その他土地の区画形質の変更並びに林地の分壊をいう。
- (2) 開発区域 開発行為に係る1団の土地（水面を含む。）の区域をいう。
- (3) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。
- (4) 事業者 開発行為及び建築物並びに土地の掘削、屋外広告物に係る工事及び植物採集等を行う者とする者をいう。

(事前協議)

第4条 次に掲げる開発行為を行おうとする事業者は、事前に協議書を提出し、町長と協議しなければならない。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為
- (2) 開発区域の面積が500平方メートル以下であっても、分譲を目的とするもの

2 前項の開発行為の事前協議書の様式及び添付図書並びに指導基準は、町長が別に定める。

(事前届出)

第5条 次に掲げる行為を行おうとする事業者は、事前に事業行為届を町長に提出しなければならない。

(1) 建築物の建築

ア 前条第1項により協議が必要な開発区域において行う建築物の建築

イ 前条第1項により協議が必要な開発区域以外で行う建築物の建築又は増改築で、建築面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが10メートルを超えるもの

(2) 温泉又は地下水を湧出させる目的で行う土地の掘削

(3) 屋外広告物の設置

- (4) 第1号に掲げるもののほか、物品の販売を目的とする施設
- (5) 熊本県景観条例に基づく届出を必要とするものは、町への届出を兼ねるものとし、1部を町に提出しなければならない。

2 前項の行為の事業行為届の様式及び添付図書並びに指導基準は、町長が別に定める。
(事業計画変更)

第6条 前2条の規定は、事業計画を変更する場合について準用する。
(事前協議者に対する措置)

第7条 町長は、第4条の規定による事前協議を行うものに対し、自然環境保全上必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) この要綱に基づく手続及び指導に従うこと並びに当該事業行為について必要と認める措置を講ずべきことを勧告すること。
- (2) 前号の規定による勧告をした場合において、その勧告に基づいて講じた措置について文書による報告を求め、又は必要な立入調査を行うこと。
- (3) 第1号の規定による勧告に従わない場合において、その旨及びその勧告の内容を公表すること。

2 町長は、第5条の規定による事前届出を行うものに対し、前項に準じ必要な指導を行うことができるものとする。

3 町長は、前項に規定するもののほか、この要綱に基づく勧告その他の行政指導の実効性を確保するため必要があると認める場合は、事前協議者等に対し、適切な行政上の措置をとることができるものとする。

(環境保全協定)

第8条 町長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため必要があると認める場合には、事業者等と開発行為等について環境保全のための協定を締結するものとする。

(事業の廃止届等)

第9条 開発行為協議者等は、その協議又は届出に係る事業を廃止する場合には、速やかに事業廃止届を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出に係る事項について環境保全上必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

3 開発行為協議者等は、その協議又は届出に係る事業を完了したときは、速やかに事業完了届により町長に届け出なければならない。

4 第1項の事業廃止届及び前項の事業完了届の様式は、町長が別に定める。

(適用除外)

第10条 次に掲げる事業については、第4条及び第5条の規定は、適用しないものとする。

- (1) 非常災害のための応急措置として行う事業
- (2) 国、又は地方公共団体が行う事業
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、農業の用に供することを目的として行う事業
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画対象森林の

区域内において森林の施業又は整理として行う事業

- (5) 前各号に準ずるものとして、町長がその都度定める事業
(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業を行うに当たっては関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に留意し、地域と一体となった開発に努めなければならない。

- (1) 生活用水及び農業用水の汚染、枯渇その他人の生命又は農林漁業生産に悪影響を与える状況を生じさせないこと。
- (2) 文化財及び歴史的価値のあるものについては、積極的に保全に努めること。
- (3) 事業に関連する道路及び緑地を設ける等、環境施設の整備に努めること。

(住民の責務)

第12条 住民は、関係法令等を遵守するとともに次に掲げる事項に留意し、優れた環境を後世に伝えるよう努めなければならない。

- (1) 生活排水については、公共用水域の汚濁防止に必要な措置を講ずること。
- (2) ごみ、し尿については、適正に処理し、生活環境を清潔にすること。

(国、県等への協力要請)

第13条 町長は、この要綱の実施のため必要があるときは、国、県等関係機関と協議し、その協力を求めるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

○高森町自然環境保全要綱指導基準

高森町自然環境保全要綱（平成3年高森町告示第7号）第5条第2項の規定による指導基準は、次のとおりとする。

- 1 住宅用地（別荘地を含む。）、工場用地及びレジャー施設・リゾート施設用地等の造成
 - (1) 高森町土地利用計画及び町振興計画等と整合した開発に努めるものとする。
 - (2) 行為後の区画、形質は、周辺の環境となじむよう配慮するものとする。
 - (3) 文化的又は歴史的価値のあるもの及び樹姿が優れた樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。
 - (4) 宅地開発等を目的とした造成にあつては、平均区画面積が1,000平方メートル以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、環境保全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (5) 開発行為地には、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化に努めるものとする。
 - ア 行為地の周囲や法面擁壁の前面は、緑化に努めるものとする。
 - イ 行為地の25パーセント以上を緑地として確保するよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、環境保全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 2 土石の採取、鉱物の掘削
 - (1) 地域全体の景観に影響を与えるような行為は、行わないよう努めるものとする。
 - (2) 騒音、振動、粉塵等については、関係法令等を遵守するとともに、周辺住民からの苦情等については、適正に処理するものとする。
 - (3) 周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺環境との調和に配慮するものとする。
 - (4) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮蔽するなど、修景に努めるものとする。
 - (5) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。
- 3 その他土地の区画形質の変更
 - (1) 前1及び2に準じて行うものとし、自然環境、生活環境との調和に努めるものとする。
- 4 林地の分譲
 - (1) 分譲目的に合った環境保全に努めるものとする。
 - (2) 分譲区画平均面積は、700平方メートル以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、環境保全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 開発区域ごとに施設に応じた駐車場を確保するよう努めるものとする。
- 6 建築物
 - (1) 位置は、敷地の許す範囲で道路及び隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、空間を確保するものとする。ただし、周辺を勘案し、環境保全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (2) 国県道及び主要町道等の境界には、樹木等による緩衝地帯を置くものとする。

- (3) 配置は、敷地内における建築物及び工作物の規模並びに位置等を勘案し、釣り合いのとれた配置とする。
- (4) 環境保全が図られるよう建蔽率、容積率、高さは、次のとおりとする。ただし周辺の状況を勘案し、環境保全上支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - ア 新規建築物については、建蔽率30パーセント、容積率60パーセント、高さ13メートルを超えないよう努めるものとする。
 - イ 既存集落地における住宅地等については、建蔽率40パーセント、容積率80パーセント、高さ13メートルを超えないよう努めるものとする。
- (5) 意匠、形態については、周辺環境との調和を保つよう努めるものとする。
- (6) 屋根は、勾配のある屋根とするよう努めるものとする。
- (7) 空調及び給排水等の設備は、建築物の中に取り込むか、覆いをする等環境の美化に配慮するものとする。
- (8) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとする等に配慮し、やむを得ない場合は、覆いを施すほか、目立たない位置に設けるよう努めるものとする。
- (9) 材料は、耐久性、耐候性に優れ退色の起こりにくいもので、質感の豊かなものを用いるものとする。
- (10) 外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物や周辺の環境等と調和した落ち着いたものを用いるものとする。
- (11) 敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。
- (12) 建築物等における広告物については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。
 - イ 壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物本体と調和するよう努めるものとする。
 - ウ のぼり、張紙、広告網等の簡易広告物は、できるだけ行わないよう努めるものとする。
- (13) 建築物と調和し、周辺の景観と一体性を持たせるため、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。
 - イ 敷地が道路と接する部分には、樹木、草花等による修景、緑化に努めるものとする。
 - ウ 敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、つた等による修景、緑化に努めるものとする。
 - エ 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるものとする。
 - オ 大規模な駐車場は、樹木等により緑樹帯を作るよう努めるものとする。

7 工作物

- (1) 柵、塀、擁壁については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 高さは、できるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の環境と調和したも

のとする。

イ 道路側に設ける場合は、できるだけ道路から後退させ、修景の保全に努めるものとする。

ウ 材料は、耐久性、耐候性に優れたもので質感の豊かなものを用いるものとする。

(2) 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽等については、次の事項に配慮するものとする。

ア 位置は、できるだけ後退させるものとする。

イ 規模、形状、意匠は、周辺の景観と調和したものとする。

ウ 色彩は、周辺の景観と調和が図られるものとする。

エ 敷地周辺の緑化に努めるものとする。

(3) 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線の支持物については、次の事項に配慮するものとする。

ア 電線路の位置については、周辺の環境等を配慮し、特に修景を損なう場所は、避けるものとする。

イ 電線の道路横断は、できるだけ少なくするよう努めるものとする。特に南阿蘇国民休暇村周辺は、推進工法で行うものとする。

ウ やむを得ず景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。

8 排水

(1) 河川又は用水路等に排水を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 工場、事業用排水については、関係法令等の基準により適正に処理するものとする。

イ し尿及び雑排水については、次の事項に努めるものとする。

(ア) 工場、事業場及び接客業を営む建築物並びに新規住宅で、水洗便所を設置する場合は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の基準により適正に処理するため合併浄化槽など処理能力の高い施設を設置するものとする。

(イ) 既存の住宅及び新規住宅のうち別荘等で常住を目的としない建築物で、合併処理をしない場合のし尿処理については、汲み取り式とし、雑排水については、簡易沈殿槽を設置するものとする。

(2) 前(1)以外の河川等へ排水を行う場合は、町と協議するものとし、その処理は、前(1)に準ずるものとする。

(3) 排水に必要な河川等がない地域については、具体的な処理計画をもって町及び関係部落と協議するものとする。

9 ごみ処理

(1) 本町に住所を有する者は、定められた収集日に所定の場所に搬出するものとする。

(2) 常住をしない施設のごみについては、阿蘇広域行政事務組合南部中継基地に直接持ち込むか又は居住地に持ち帰るものとする。

10 公害

(1) 粉塵、悪臭、騒音、振動及び産業廃棄物等による公害が発生しないよう関係法令等

の定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 大規模開発に伴う農薬使用については、関係法令及び県の指導要綱に基づき対処するものとする。

1.1 道路使用

- (1) 林道、牧道、農道、部落道など地元の負担によって建設された道路を使用する場合は、町及び関係者と協議の上対処するものとする。
- (2) 公衆道路に接して開発を行う場合又は道路を分岐させる場合は、それぞれの道路管理者の指示を受けるものとする。

1.2 温泉開発

- (1) 関係法令に基づき対処するとともに、町の整備計画との整合性を図る意味から、特に町と十分な協議を行うものとする。
- (2) 掘削地点は、既存の掘削地点から300メートル以上離すこととし、掘削口径は、適正規模となるよう努めるものとする。
- (3) 既存の温泉及び地下水源への影響については、充分配慮するものとする。

1.3 給水対策

- (1) ボーリングを行う場合、又は湧水表流水の利用及び地域の水道から給水を受けようとする場合は、地域の関係者と協議するものとする。

1.4 屋外広告物の設置

- (1) 位置は、道路からできるだけ後退させるよう努めるものとする。
- (2) 規模、形状、意匠、色調は、周辺の環境に調和するよう努めるとともに、全町的な形象の統一に配慮するものとする。
- (3) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、木材を主に質感の豊かなものを用いるものとする。

1.5 物品の販売を目的とする施設（無人、有人、自動販売施設等）

- (1) 材質、形態、色彩については、周辺の環境と調和するとともに、全町的な形象の統一に配慮するものとする。
- (2) 規模に応じた駐車場を確保するよう努めるものとする。
- (3) 敷地周辺には、修景のため緑化など環境整備に努めるものとする。
- (4) 自動車販売施設は、修景と一体感を保つよう質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。

附 則

この基準は、高森町自然環境保全要綱施行の日（平成3年4月1日）から施行する。

附 則（平成17年3月3日告示第5号）

この基準は、告示の日から施行する。

○高森町景観条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町、町民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、もって緑と水が豊かで町民にとって誇りと愛着もてる住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（塀を除く。以下「建築物」という。）及び規則で定める工作物（以下「工作物」という。）をいう。

3 この条例において「景観形成地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、景観形成上重要な地域として第6条の景観計画で定める地域とする。

- (1) 山、原野、河川等の自然の風景を有する地域
- (2) 歴史的遺産を有する地域
- (3) 田園風景を有する地域
- (4) 道路及びその周辺の地域
- (5) 都市施設の集積地域
- (6) その他町長が特に必要と認める地域

4 この条例において「特定施設届出地区」とは、町内において、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに規定する道路並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。）の沿道の区域で第6条の景観計画で定める区域とする。

5 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で、規則で定めるものをいう。

6 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 建築物で、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築（増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この項において同じ。）、改築（改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この項において同じ。）、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

- (2) 工作物で、その高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
- (3) さく及び塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更
- (4) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- (5) 土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。）で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

（町の責務）

第3条 町は、景観形成を促進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、町民事業者及び専門家の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 町は、関係市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（町民及び事業者の責務）

第4条 町民及び事業者は、町の景観形成に自ら務めるとともに町が実施する景観形成のための施策に責極的に協力するように努めるものとする。

（国等に対する協力要請）

第5条 町長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

（景観計画）

第6条 町は景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 景観計画においては、次条第2項各号に掲げる行為に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができる。

第3章 行為の規制等

（届出行為等）

第7条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為（同項第4号の規定により条例で定める行為を含む。）は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地域における次に掲げる行為

ア 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 木竹の伐採

ウ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

エ 鉱物の掘採又は土石の採取

オ 土地の区画形質の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（前号に規定する行為を除く。）

(3) 景観形成地域を除く景観計画区域（景観計画において定める景観計画の区域をいう。以下同じ。）内における大規模行為（前号に規定する行為を除く。）のうち建築物等の撤去以外の行為

2 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を町長に届出なければならない。

(1) 景観形成地域における次に掲げる行為

ア 建築物等の撤去

イ 屋外における自動販売装置の設置

ウ 広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれに類するもので屋内から屋外の公衆に向けて表示されるものをいう。）の設置及び外観の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（前号に規定する行為を除く。）

(3) 景観形成地域を除く景観計画区域内における大規模行為（前号に規定する行為を除く。）のうち建築物等の撤去

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該変更により、第9条第2項に掲げる行為に該当することとなる場合を除き、その旨を町長に届け出なければならない。

4 第1項の届出及び前2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。

5 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、町長に必要な助言又は指導を求めることができる。

6 町長は、第2項及び第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

7 前項の勧告は、第2項又は第3項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。

8 町長は、法第16条第3項の規定に基づく勧告をしようとするとき又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づく命令をしようとするときは、必要に応じ、高森町景観審議会の意見を

聴くことができる。

- 9 法第16条第2項の規定による変更の届出は、当該変更が同条第3項の勧告に従うことにより生じるとき、又は法第17条第1項の規定による命令に従うことにより生じるときは、することを要しない。
- 10 第3項の規定による変更の届出は、当該変更が第6項の勧告に従うことにより生じるときは、することを要しない。
- 11 町長は、法第16条第3項の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 12 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 13 町長は、第11項の規定による公表をしようとするときは、必要に応じ、高森町景観審議会の意見を聴くことができる。この場合において、町長は、前項の意見又は意見書の内容を高森町景観審議会に報告しなければならない。
- 14 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出対象行為が完了したときは、速やかに、その旨を町長に届出なければならない。

(国、地方公共団体等の特例)

第8条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、法第16条第5項の規定による通知並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

- 2 規則で定める公共的団体が行う行為については、法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

(適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 景観形成地域における通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 特定施設届出地区における行為で規則で定めるもの
- (3) 大規模行為に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる行為については、適用しない。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

第4章 公共事業等における景観形成

(公共事業等景観形成指針)

第11条 町長は、公共事業、公共施設の建築等で町の景観形成に著しい影響を及ぼすもの(以下「公共事業等」という。)について景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

(公共事業等景観形成指針の遵守等)

第12条 町は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

2 町長は、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

第5章 特定事業者との景観形成協定

(特定事業者との景観形成協定)

第13条 町長は、町の景観形成を図るうえで必要があると認めるときは、その事業に係る一団の土地の面積が規則で定める面積を超える事業（以下「特定事業」という。）を営み、又は営もうとする者（国の機関、地方公共団体及び規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）を除く。）と景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項
- (3) 駐車場等附属施設の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項
- (4) 協定の有効期間に関する事項
- (5) 協定の廃止又は変更の手続に関する事項
- (6) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

3 町長は、第1項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

第6章 援助等

(援助)

第14条 町は、町長の指導、助言又は勧告に従って、景観形成のために必要な措置を講じる者に対して、技術的援助を行うことができる。

2 町は、第16条第1項の協定を締結しようとする者若しくは締結された協定の当事者又は第17条の町民団体等に対し、景観形成上必要な技術的援助を行うことができる。

(啓発)

第15条 町は、町民、事業者等に対し、景観形成施策に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 町は、次条第1項の協定の締結が促進されるよう必要な啓発に努めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定その他景観形成を図るうえで活用できる制度で、町民、事業者等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

第7章 景観形成住民協定

(景観形成住民協定)

第16条 土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。）又は建築物等を所有し、又は管理する者（国等を除く。）は、一定の区域を定め、当該区域の実情に応じた景観形成を図るため、当該土地、建築物等その他景観形成に必要な事項について、景観形成に関する協定を締結するように努めるとともに、当該協定に沿った活動を積極的に行うように努めるものとする。

2 前項の協定には、第13条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

3 町長は、第1項の協定が締結された場合において、その内容が町における景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定することができる。

4 町長は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

第8章 景観形成町民団体等

(景観形成町民団体等)

第17条 景観形成に係る活動を目的とした町民団体等は、その自主的活動を積極的に行うとともに、町が実施する景観形成のための施策に協力するように努めるものとする。

第9章 景観形成重要建造物の指定の手続

(景観形成重要建造物の指定の手続)

第18条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、高森町景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(景観重要樹木の指定の手続)

第19条 前条の規定は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定の手続について準用する。

(指定の解除)

第20条 第18条の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除の手続について準用する。

第10章 高森町景観審議会

(設置及び権限)

第21条 町長の附属機関として、高森町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 町長は、次に掲げる事項については、審議会に諮問するものとする。

(1) 景観計画の策定及び変更

(2) 第2条第5項及び第6項の規則の制定、改正及び廃止

(3) 法第17条の規定による命令に関すること

(4) その他町長が必要と認める景観形成に関する重要事項

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 熊本県景観条例に基づく景観計画は、施行日から第6条の規定により定める景観計画の効力が生じるまでの間は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。

○高森町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、高森町景観条例（平成26年高森町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板
- (13) 太陽光発電施設

(規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第5項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
- (4) カラオケボックス
- (5) 屋上広告

(大規模行為の規模等)

第4条 条例第2条第6項第1号の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第2条第6項第2号の規則で定める規模は、高さ13メートル（第2条第6号に規定する工作物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

3 条例第2条第6項第3号の規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

4 条例第2条第6項第4号及び第5号の規則で定める面積は3,000平方メートル、規則で定める規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

(行為の届出)

第5条 条例第7条第1項の届出及び同条第2項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 景観形成地域における行為 景観形成地域における行為の(変更届出書(様式第1号)及び行為の種類に応じて別表第1に定める図面等

(2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面等

(3) 大規模行為に係る行為 大規模行為に係る行為の(変更)届出書(様式第3号)及び行為の種類に応じて別表第3に定める図面等

2 法第16条第2項及び条例第7条第3項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める届出書に、当該各号に定める図面のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面の一部を省略することができる。

(勧告をしない旨の通知)

第6条 町長は、法第16条第3項及び条例第7条第6項の規定により勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第7条 条例第8条第2項及び条例第13条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人水資源機構

(2) 独立行政法人都市再生機構

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(4) 日本下水道事業団

(5) 独立行政法人国立病院機構

(6) 国立大学法人

(7) 公立大学法人

(8) 独立行政法人国立高等専門学校機構

(9) 地方住宅供給公社

(10) 地方道路公社

(11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第8条 条例第9条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計

- が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - (3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
 - イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ（工作物建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
 - ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）
 - エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）
 - (4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (5) 木竹の伐採で、高さが10メートル以下かつ伐採面積が500平方メートル以下のもの
 - (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下かつ水平投影面積が100平方メートル以下のもの
 - イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積
 - ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積
 - (7) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (8) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更
 - ア 熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの
 - イ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
 - ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの
 - エ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

- (10) 地盤面下又は水面下における行為
- (11) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (12) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (13) 景観計画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、前項第1号から第4号まで並びに第9号から第12号までに掲げる行為
- (2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

3 条例第9条第1項第3号の規則で定める行為は、第1項第4号、第9号エ及び第10号から第12号までに掲げる行為とする。

(公表)

第9条 条例第7条第11項の規定による公表は、掲示板への掲示その他広く町民に周知する方法により行うものとする。

(届出対象行為の完了届)

第10条 条例第7条第14項の規定による届出は、届出対象行為の完了届(様式第4号)に完了後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(条例第13条第1項の規則で定める面積)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民協定の認定)

第12条 条例第16条第4項に規定する景観形成住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識)

第13条 法第21条第2項及び第30条第2項の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の月日
 - (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第14条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を付して町長に申請しなければならない。

2 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第6

号)に町長が必要と認める書類を添付して町長に申請しなければならない。

- 3 町長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第7号)により、法第31条第1項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第8号)により、前2項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第15条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更の届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書(様式第9号)により行うものとする。

(高森町景観審議会の組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 2名以内
- (2) 総務課長
- (3) 建設課長
- (4) 駐在員 6名以内
- (5) 知識経験を有する者 5名以内

(高森町景観審議会長)

第17条 条例第21条に定める審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第19条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第20条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

行為の種類	図面等		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺100分の1以上のももの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
2 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図	方位	

	(おおむね縮尺 1, 000分の1 以上のもの)	行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近 の状況が分かるカ ラー写真とする。
3 屋外に おける土 石、廃棄 物、再生 資源その 他の物件 の堆積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図 (おおむね 縮尺500分の1 以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近 の状況が分かるカ ラー写真とする。
4 鉱物の 掘採又は 土石の採 取及び土 地の区画 形質の変 更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図 (おおむね 縮尺1, 000分 の1以上のもの)	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び 標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図 (おおむね 縮尺1, 000分 の1以上のもの)	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、 種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規 模	

	縦横断図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
5 屋外における自動販売装置の設置	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 自動販売装置の設置位置及び寸法 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	カタログ等		自動販売装置の外観、色彩等が分かるものとする。
6 広告物の設置又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したも	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	

	の)		
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面等の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることが出来る。

別表第2（第5条関係）

行為の種類	図面等		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び付帯施設（広告塔及び広告板を除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
2 広告塔及び広告板の新築、増	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	

築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	配置図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告塔及び広告板の位置 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したもの）	広告塔及び広告板の形状、図柄、構造及び寸法 広告塔及び広告板の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面等の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができるとができる

別表第3（第5条関係）

行為の種類	図面等		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物、工作物、さく及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に

			代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
2 鉱物の掘採又は土石の採取及び土地の区画形質の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図（おおむね縮尺1000分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺1000分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面等の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。